十六　前二号は、同時に適用することができるものとし、第十三号及び第十四号又は第十三号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

十七　前項第八号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合において、次に掲げるときは、それぞれ次に定める率とする。

イ　中小企業者等を対象とする場合（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・二パーセント

ロ　中堅企業を対象とする場合（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・六五パーセント

ハ　大企業及び令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・四パーセント

十八　前号は、第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号から第十五号までと同時に適用することができないものとする。

（保証に関する事項）

第七条　第三条第五号、第六号又は第八号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務のうち、第三条第五号（第五条第七項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第八号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針（法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針をいう。以下同じ。）に定める限度額を適用しないものとする。

2　省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第五号から第八号までに掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

第三章　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第九条　省令第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者等

二　平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　平成二十八年熊本地震により被害を受けた食品製造事業者等

四　平成二十八年熊本地震による災害により被害を受けた中堅企業等

五　平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

六　平成二十八年熊本地震による災害により被害を受け、又は平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる関連事業者に対して資金融通を行う大企業（当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的としている金融会社を含む。次条第七項において同じ。）

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項から第七項までに定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

5　前条第四号又は第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

6　前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

7　前条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十一条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項から第五項までに定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第九条第一号に掲げる者（熊本県内に事業所を有し事業活動を行い、かつ、当該事業所が平成二十八年熊本地震による災害により直接の被害を受けたもの（以下この章において「直接被害者」という。）及び直接被害者と直接の取引関係にある者に限る。第四項において同じ。）を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　第九条第二号に掲げる者（直接被害者と直接若しくは間接の取引関係にある者及び九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。以下同じ。）に事業所を有する者に限る。次項及び次条第二項第三号において同じ。）を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に規定するものを除く。）を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　第九条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローンを原資とする債権及び利子補給金の支給の対象となっている債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。

5　第二項及び第三項に規定する場合においては、第二項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として八年以内、第三項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。